

庄原市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により実施した住民監査
請求に係る監査結果について、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年6月8日

庄原市監査委員 星野正嗣
同 政野太

住民監査請求に係る監査結果について

第1 監査の請求

1 請求人

庄原市●●●●●●●● ●●●●●

2 請求日

令和5年4月12日

令和5年4月14日

3 請求の要旨

（「庄原市職員措置請求書 第1 請求の要旨」を原文のまま記載）

「令和5年4月12日付け請求書」

第1 請求の要旨

1 公金の支出

庄原市長木山耕三（以下「現市長」という）は、令和4年3月30日に広島地方裁判所で言い渡された平成27年（行ウ）第17号 損害賠償履行請求事件の判決を不服として、同年4月13日付けで広島高等裁判所に控訴し（甲1・1頁）、控訴状に2万円分の収入印紙を貼付しています（甲1・2頁、甲2・3頁）。収入印紙代の原資は、庄原市の一般会計です。

2 合理的な理由のない控訴

当該事件の判決は、現市長に対し、滝口季彦前市長（以下「前市長」という）が進めた木質バイオマス事業の破綻によって国へ返還した交付金相当額（約2億3800万円）の損害の賠償を前市長に請求するよう命じたものです（甲3・1頁）。庄原市に財政上の利益をもたらす内容の判決であること、前市長が同年4月11日付けで控訴していることから（甲4）、現市長があえて控訴する必要性や合理性はなかったと考えられます。

3 2万円分の財産の損失

以上の理由から、現市長が、控訴状に貼付する収入印紙を購入するためにした2万円の支出（控訴の経費）は、公益上必要のない違法、不当な公金の支出であり、庄原市に対し、当該収入印紙代相当額の損害を生じさせたものと言えます。

4 結論

よって、請求人は、庄原市監査委員が、現市長に対し、当該印紙代相当額の金員の返還をさせるなど、必要な措置を講ずるよう勧告することを求めます。

「令和5年4月14日付け請求書」

第1 請求の要旨

1 公金の支出

庄原市長木山耕三（平成25年4月17日に就任。以下「現市長」という。甲18・2頁、甲22・表紙）は、令和4年4月25日付けで、木質バイオマス事業を巡る住民訴訟の控訴審（令和4年（行コ）第8号 損害賠償履行請求控訴事件）に係る業務（訴訟代理人）を●●市●●所在の●●法律事務所の弁護士3人（A、B、C。以下「控訴審代理人」という）に委託し（甲10ないし甲12）、同年6月10日に、業務委託料として、庄原市の一般会計から、合計231万円を支払っています（甲1・2頁、甲13ないし甲15）。

2 231万円分の財産の損失

現市長が、庄原市の一般会計から控訴審代理人に支払った業務委託料231万円は、公益上必要のない違法、不当な公金の支出であり、庄原市に対し、当該委託料相当額の損害を生じさせたものと解されます。

3 結論

よって、請求人は、庄原市監査委員が、現市長に対し、当該委託料相当額の金員の返還をさせるなど、必要な措置を講ずるよう勧告することを求めます。

第2 請求の受理

令和5年4月12日付け住民監査請求及び4月14日付け住民監査請求（この2件の請求を合わせ、以下「本件請求」という。）について、請求人の住所要件に不備が認められたため、補正を行った。また、本件請求はどちらも、令和4年3月30日に広島地方裁判所で言い渡された平成27年（行ウ）第17号損害賠償履行請求事件（以下「平成27年事件」という。）の判決に対する控訴（以下「本件控訴」という。）の提起と、控訴審にかかる経費（控訴状への貼用印紙代及び弁護士への委任に係る経費）が行政目的上不適切である旨を指摘していると解し、これら本件請求について、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和5年4月25日付けで受理し、一括して審査を実施することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求において監査を求められた、本件控訴に伴う控訴状への貼用印紙代（以下「控訴状印紙代」という。）及び控訴審へ訴訟代理人として対応する弁護士への委任経費（以下「弁護士費用」という。）の支出を監査対象とする。

2 監査対象部署

総務部総務課

第4 請求人の主張等

1 請求の補正について

令和5年4月12日付け庄原市職員措置請求書について、5月8日付けで「補正書2」が提出され、5月9日に受理した。

「令和5年5月8日付け補正書2」（原文のまま記載）

令和5年4月12日付け庄原市職員措置請求書を、下記のとおり訂正します。

- 1 第1・1項中、「2万円分の収入印紙」とあるのを、「1万9500円分の収入印紙」と訂正する。
- 2 第1・3項中、「2万円分の財産」とあるのを、「1万9500円分の財産」と訂正する。
- 3 第1・3項中、「2万円の支出」とあるのを、「1万9500円の支出」と訂正する。

以上

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 22 日に、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人が陳述を行った。

陳述の際、請求の理由を補完するため、請求人から令和 5 年 4 月 12 日請求書分については「補正書 3」、令和 5 年 4 月 14 日請求書分については「補正書 2」の追加提出があった。

3 請求人の主張

請求人から提出された補正書の内容について、次の陳述があった。

(1) 令和 5 年 4 月 12 日請求書「補正書 3」にかかる陳述

- ・控訴の判断は、現市長自らの意思で行った行為であり、控訴により公費を支出したことは違法である。
- ・請求は印紙代のみであるが、実際には他の経費もある。わかりやすい印紙代のみ請求している。
- ・二重控訴について、前市長が控訴を取り下げなかった場合、現市長の控訴は却下され、審理に入る前に門前払いされた可能性が高い。そういった危険を冒してまで控訴する判断は誤判断である。
- ・争点については、原審で簡単に否定されており、このような状況で控訴しても勝訴は見込めない。
- ・現市長に損害賠償を義務付ける請求が確定したとしても、市議会の議決により債権放棄がなされることがあり、安易に控訴すべきではない。
- ・予算執行に係る調査要件、最小の経費で最大の効果を挙げる、事務の目的を達成するためには必要な範囲を超えて支出してはならないという規定が地方財政法にあり、これに反すれば違法・不当である。
- ・木質バイオマス事業の補助金交付の手続きについて、庄原市議会の調査特別委員会報告書では、「事業の実現性は低かった」、「市長の判断に過失があった」、「事業について、注意義務を怠っている」と記載されている。
- ・市長個人のために、市が弁護士費用を支出することが違法な公金の支出に当たるといふ裁判例がある。

(2) 令和5年4月14日請求書「補正書2」にかかる陳述

- ・予算の歳入、歳出について、厳密に調査、審査し、担当者も内容を熟知しており、議会の調査委員会でも職員が回答しているので、控訴について弁護士への委託は必要なく、職員で対応は可能である。
- ・平成27年の監査結果に対する起算日の考え方がおかしい。補助金を返した時点であるのに、それを起算日とすべきであった。
- ・今回住民側が請求していることは、補助金交付時に注意義務を怠っていたことと、現市長が前市長に賠償請求していないことである。
- ・当時の監査委員事務局は、市が債権の回収に係る手続きも、努力もされているから怠った事実はないとしており、論点がずれている。
- ・弁護士費用には旧弁護士報酬の基準があり、その基準を基に計算を行うと14万円程度になる。市の契約額は1人当たり77万円、3人分では231万円になり過大な支出である。

(3) 質疑

監査委員から、本件請求について、違法となる条文を明確にするよう発言があり、請求人からは、本件請求はどちらも、地方自治法第138条の2、第2条第2項、第14項及び第16項、地方財政法第4条及び第8条について違法であると答弁があった。

第5 監査対象部署の説明

1 関係職員の関係書類の提出及び陳述

庄原市長に関係書類等の提出を求めるとともに、令和5年5月22日に総務部総務課職員から陳述を聴取した。

監査対象部署からの見解は次のとおりである。

1. 請求書に記載の事実の有無に関する見解

(1) 総論

請求人は、木質バイオマス事業に係る住民訴訟（以下「本件住民訴訟」という。）の控訴審に関して、市が行った弁護士への訴訟業務の委託及び控訴状に貼付する収入印紙の購入に係る公金の支出（以下「本件支出」という。）が違法、不当であり、本件支出により市に損害を与えたと主張している。

市は、本件住民訴訟の第1審判決を不服として控訴することとし、控訴審の対応に係る予算措置に関して議会議決を経て、弁護士との業務委託契約を

締結したところである。

本件支出及びそれに付随する手続は、当該契約に基づき行ったものであり、請求人が主張するような違法性及び不当性は認識していない。

(2) 請求人の主張に関する見解

本件支出に関する請求人の主張に対して、次のとおり見解を示す。

① 弁護士への業務委託の必要性

請求人は、控訴審の対応に高度な法律知識は不要で、当時の主幹が控訴理由書を作成することは容易であったとして、弁護士への業務委託の必要性がなかったことを主張し、さらに、第1審の争点と判決理由の解析から控訴棄却は容易に予測できたはずで、控訴は合理的な理由がなく無意味であったと主張する。

市は、第1審判決を精査し、その内容に不服があったことから、前市長の補助金交付に関する裁量権や調査確認義務等について、新たな証拠資料等により主張するため控訴することとし、訴訟活動においては、関係法令の調査検討、準備書面の作成及び法廷対応等が必要となることから、弁護士に業務委託したものである。

なお、「控訴理由書の作成が容易であった」、「控訴棄却は容易に予測できたはずである」との請求人の主張は、当該主張を裏付ける客観的な証拠や具体的な比較事例等が示されておらず、請求人の主観の域を越えないものである。

② 訴訟業務に係る委託料等の支出

請求人は、業務委託料として弁護士1名あたりに支出した着手金77万円の見積書に内訳が示されていないこと、また、代理人は1名で十分であり他の2名に同額を支払う必要性や合理性はないことを主張する。

控訴審に係る弁護士への業務委託については、予算措置を講じる際に、第1審の代理人弁護士と協議し、業務委託に係る見積書を徴したところである。

見積書では、第1審までに要した期間や作業量、作業時間等を勘案し、控訴審における訴訟活動のボリューム、短期間に控訴理由書を作成する必要があること、そのために3名の弁護士で対応する予定であることを考慮して金額を定めた旨の理由が付されていた。

市としては、委託料の算出に関して「弁護士等報酬基準」が参考にされたことに加え、見積書に付された理由に特段の不合理があるとは認められなかったことから、見積額に基づき業務委託契約の手続を進めたものである。

なお、代理人は1名で十分であり他の2名に同額を支払う必要性や合理性はないとの請求人の主張は、本件住民訴訟の代理人が1名で十分であるとする客観的な証拠が示されておらず、請求人の主観の域を越えないものである。

また請求人は、市が提出する控訴状に貼付した収入印紙に係る支出が違法・不当であると主張しているが、控訴審に関する主張は上記①のとおりであり、市は関係法令の規定に従い、定められた額の収入印紙を貼付して控訴状を提出したところであり、請求人の主張は当たらない。

③前市長の控訴との関係

請求人は、前市長が控訴していたことから、市長が主体となって控訴し、費用負担をして訴訟進行する必要はなかった旨を主張する。

補助参加人である前市長の控訴により、本件住民訴訟が控訴審に係属したことから、市は控訴人となったが、上記のとおり、市は控訴審において主張する必要があると認識していたため、弁護士への業務委託により応訴したものであり、請求人の主張は当たらない。

2. 請求人が求める措置内容に対する見解

本件支出についての違法性及び不当性は認められず、請求人の主張は当たらないため、請求人が求める措置内容は必要ないと考える。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求には、理由がないものと判断し、棄却する。

以下、監査委員の判断について述べる。

1 事実関係

(1) 平成27年事件の概要について

平成27年事件の概要は次のとおりである。

原 告 市民11名

被 告 庄原市長

訴訟提起日 平成27年7月21日

判決日 令和4年3月30日

事案の概要 本市は、木質バイオマス関連事業である排ガス浄化溶液等バイオマス関連製造事業（以下「本件事業」という。）を実施するため、国から国庫補助金である地域バイオマス利活用交付金の交付を受け、本件事業の事業実施主体であるグリーンケミカル株式会社（以下「グリーンケミカル」という。）に対し、平成20年度と平成21年度の2度にわたり、当時庄原市長であった被告補助参加人滝口季彦（以下「前市長」と

いう。) がした交付決定に基づいて、上記交付金を原資とする庄原市農林漁業振興補助金(以下「本件各補助金」という。)を交付した。

本件は、前市長が、故意又は過失により、地方自治法 232 条の 2 に反する違法な交付決定を行ったため、本市が、本件各補助金をグリーンケミカルに対して交付し、2 億 3,806 万 1,169 円(上記交付金のうち国に本市が返還した額)の損害を被ったにもかかわらず、本市の執行機関である被告が前市長に対して不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求権の行使を違法に怠っているとして、被告に対し、前市長に対する上記損害賠償請求権を行使するよう求めたもの。

- 判 決 主 文
- 1 被告は、被告補助参加人に対し、2 億 3806 万 1169 円及びこれに対する平成 26 年 12 月 20 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求せよ。
 - 2 訴訟費用のうち、補助参加によって生じた費用は被告補助参加人の負担とし、その余の費用は被告の負担とする。

(2) 平成 27 年事件判決以後の経過

平成 27 年事件判決後の経過は次のとおりである。

- 令和 4 年 4 月 5 日 議員全員協議会において、第 1 審の判決内容を説明。
- 8 日 議員全員協議会において、この判決を精査した結果、控訴を提起することを表明。
- 11 日 前市長から広島地方裁判所に控訴状が提出されたことにより住民訴訟は控訴審へ移行。
- 13 日 本市から広島地方裁判所へ控訴状を提出。
- 22 日 議員全員協議会において、控訴等の状況、控訴理由について説明。
- 6 月 2 日 控訴理由書を広島高等裁判所へ提出。
- 9 日 前市長は、控訴を取り下げ、控訴人補助参加人として審理に対応することとなる。
- 令和 5 年 1 月 11 日 広島高等裁判所において、控訴審の判決。

(3) 弁護士費用・控訴状印紙代に係る財務会計事務

弁護士費用・控訴状印紙代については、本市は令和 4 年 4 月 12 日に議会へ補正予算案を提出、同月 22 日には議員全員協議会で事前説明し、同月 25 日に上程・審議が行われ、議決されている。

弁護士費用については、議決日には弁護士から見積書が提出され、業務委託の執行伺いから、委任随意契約の締結伺いまでの契約事務に係る事務手続きが行わ

れ、同日、弁護士3名との委任契約を締結している。

委任契約に係る支出内容は次のとおりである。

弁護士委任契約に係る支出内容（A弁護士）

年月日	内容	金額（円）	備考
令和4年4月25日	支出負担行為日	2,420,000	着手金 77万円 報酬金 165万円
令和4年5月17日※1	請求書受領日	770,000	
令和4年5月20日	支出命令日	770,000	
令和4年6月10日	支払日	770,000	
令和5年1月11日	支出負担行為日	△1,650,000	敗訴のため減額

※B弁護士は、※1の請求書受領日が令和4年5月18日であり、他はA弁護士と同様な支出内容である。

※C弁護士は、A弁護士と同様な支出内容である。

控訴状印紙代については、3名の弁護士との委任契約書第3条②において「訴訟費用（印紙代や切手代）委任事務処理に要する実費は乙（委任弁護士）が立て替え、甲（本市）に請求する。」と明記されている。

控訴状印紙代に係る支出内容は次のとおりである。

控訴状印紙代支出内容（手数料で支出）

年月日	内容	金額（円）	備考
令和5年3月29日	請求書受領日	19,500	控訴状印紙代
令和5年3月29日	支出負担行為日	19,500	支出負担行為決議書
令和5年4月4日	支出命令日	19,500	兼支出命令書
令和5年4月20日	支払日	19,500	

2 判 断

監査対象部署の説明、関係資料の調査、事実関係の確認等に基づき、請求人の主張を審査した結果、次のとおり判断する。

（1）本件控訴について

本件請求において請求人は、令和4年3月30日に言い渡された平成27年事件の判決を不服として控訴することとした市の判断は誤りである旨を主張している。

しかし、地方自治法242条第1項に規定する住民監査請求の対象は財務会計上の行為に限られていることから、本件控訴が違法、不当であるかどうかの判断は、監査委員のすべきところでない。

よって、弁護士費用及び控訴状印紙代の支出が違法又は不当であるといえるか否かを検討する。

(2) 弁護士費用の支出について

ア 控訴審対応への委任について

請求人は、「弁護士に訴訟に係る業務を委任する必要や合理性がなかったか、相当低かったと考えられます。少なくとも弁護士は1人で十分であって、3人も必要なかった」と主張するが、職員のみが指定代理人として職務で担当した場合、控訴審における訴訟活動の作業量は膨大で、多大な労力が必要となるうえ、不慣れな訴訟対応により本市に不利な結果を招く危険性が高くなるため、法曹の基本的能力である証拠評価能力、事実認定能力等を十分に備え、かつ、コンプライアンスなどの分野に精通している弁護士に委任することは妥当なものと判断する。

また、第1審に引き続き同じ弁護士を含めた3名に委任されていることについては、控訴審では第1審と同一の事案について対応すること、控訴理由書の提出期限が限られている中、複数名で確認しながら作成する必要があること、前述した一連の訴訟活動の作業量を考慮すると、不適切と言えるものではない。

なお、請求人から提示されている書類からこれを認めるに足りる証拠は見当たらない。

イ 弁護士費用（着手金）の算定について

請求人は、本件着手金に係る委任契約費用231万円（77万円×3名）について、（旧）日本弁護士連合会弁護士報酬基準（以下「報酬基準」という。）を基に算出した着手金の額は14万8千円で、本件弁護士1人当たりの業務委託料77万円と比較すると著しく高額であると主張している。

請求人は、本件着手金の算出に用いた事件の経済的利益の額を160万円としているが、これは民事訴訟費等に関する法律における非財産の請求の際の訴額が確定できない場合の計算の基礎となる額であり、本件着手金の算出に用いる額ではない。

弁護士費用の着手金の算定については、委任した弁護士と協議のうえ、報酬基準を基礎とし、控訴から判決までの間に見込まれる成果物（控訴理由書、準備書面など）や口頭弁論への対応、またこれらに要する調査、協議、資料作成など、一連の訴訟活動の作業量を勘案し定められていた。

これらのことから判断すると、契約書に記載された弁護士1人当たりの着手金77万円については、特に不合理なものとは言えず、違法又は不当であると判断することはできない。

ウ 弁護士費用の支出事務の手続きについて

本件支出の前提となる本市と本件弁護士との委任契約については、控訴日である令和4年4月11日以降の同月25日に契約書が作成され、同日に市長の決裁を受けた控訴委任状が提出されている。

本件契約に基づく弁護士費用の支払いについては、庄原市事務決裁及び専決規則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 9 号）の規定に基づき、所定の手続きにより決裁を受け、適正に支出されていた。

（3）控訴状印紙代の支出事務の手続きについて

請求人は、令和 5 年 4 月 12 日請求において控訴状への貼付が必要な収入印紙を購入するためにした 1 万 9,500 円の支出（控訴の経費）は、公益上必要のない違法、不当な公金の支出であると主張する。

控訴状提出の前提となる控訴が不当であるかどうかについては、前記「（1）本件控訴について」で記載のとおり、本件控訴が不当であるかどうかの判断は、監査委員のすべきところでない。

控訴状印紙代については、弁護士との委任契約書第 3 条において、「訴訟費用（印紙代や切手代） 委任事務処理に要する実費を乙（委任弁護士）が立て替え、甲（本市）に請求する。」と明記されている。本件契約に基づく控訴状印紙代の支払いについては、庄原市事務決裁及び専決規則の規定に基づき、所定の手続きにより決裁を受け、適正に支出されていた。

（4）結論

本件請求には理由がないと認め、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により棄却する。